

取引先企業代表者 様

公立大学法人横浜市立大学
理事長 近野 真一

公立大学法人横浜市立大学との取引における誓約書の提出について

平素より本学の運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各種報道等のとおり、一部の研究機関において公的研究費の不正使用が未だ後を絶たない状況です。そのため、本学では文部科学省が定める公的研究費の適正管理の基準となるガイドライン（裏面の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」改正【抜粋】をご参照ください。）に基づき、研究費の不正使用防止対策の一環として、取引先企業の皆様から不正な取引に関与しない旨の誓約書をご提出いただいております。

このたび、令和5年10月から令和6年9月までに本学と一定以上のお取引があった企業様等を対象にご案内させていただいております（前年度以前に誓約書提出のご依頼を差し上げたものの、ご提出いただけていない企業様等にも再度ご案内させていただいております）。ご多用のところ恐縮ですが、本趣旨をご理解いただくとともに、裏面の参考資料をご確認いただいた上で、次のとおり誓約書をご提出いただきますよう、お願い申し上げます。

1 誓約書提出依頼の対象者

本学と一定以上の取引がある事業者。ただし、次の事業者は対象外とします。(1)～(5)に該当する企業様等に本依頼が届いておりましたら、大変お手数ですが下記担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関及び学校法人
- (2) 国際組織、外国企業等（国内事業所は除外[国内企業等として取扱]）
- (3) 電気・ガス・水道・通信・郵便事業者等
- (4) 弁護士・特許・税理士事務所等
- (5) 営利目的（商取引・反復継続）としての相手方ではない個人（謝金・報酬等対象者）
- (6) その他、本件対象になじまない業種・取引等

2 提出書類（誓約書）

別紙のとおり

※ 誓約書の様式は、大学ホームページからもダウンロード可能です。

https://www.yokohama-cu.ac.jp/res-portal/risk/kenkyuhi_guideline.html

3 提出期限

令和7年 2月 7 日（金）まで（必着）

4 提出方法

郵送・直接持参・Eメール

5 提出先

- (1) 郵送の場合
〒236-0027 神奈川県横浜市金沢区瀬戸 22-2（金沢八景キャンパス）
公立大学法人横浜市立大学 総務部 企画財務課 企画財務担当 宛て
- (2) 持参の場合
各キャンパス・病院の検収センターへ提出
納品時等、検収センターにお立ち寄りいただいた際に提出してください。
- (3) Eメールの場合
下記問い合わせ先記載のアドレスへ提出

6 問合せ先

下記担当へお問い合わせください。
担当 研究推進部 研究基盤課 研究費管理担当
TEL: 045-787-2078
電子メール: kenkyu5@yokohama-cu.ac.jp

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」改正【抜粋】

平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

（機関に実施を要請する事項）

(1)～(2) 略

(3) 不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

(4)～(10) 略

（実施上の留意事項）

① 略

② 取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

＜誓約書等に盛り込むべき事項＞

- ・ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

また取引業者が過去の不正取引について、機関に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあることなどを含めた処分方針の周知徹底を図る。

③～⑬ 略

■ガイドラインと本学の規程等との対応関係

○不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針：公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程

○機関の規則等：

公立大学法人横浜市立大学会計規則、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程、

公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱要領

※本学の規程等は以下 URL よりご確認ください。

https://www.yokohama-cu.ac.jp/res-portal/risk/kenkyuhi_guideline.html

■不正な行為の対象

預け金、架空発注、取引事実と異なる支払証拠書類の作成・提出等

※歳暮や中元などの虚礼・贈答が一部見受けられますが、第三者に疑念を抱かせる可能性があるため、物品等の贈与は一切ご辞退申し上げます。

■不正取引等の通報について

不正取引等の情報がある場合や本学構成員から不正な行為等の依頼があった場合には、速やかに次の通報窓口まで通報をお願いいたします。なお、通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。

通報窓口	株式会社 インテグレックス ※本学では告発者保護の観点から通報窓口を第三者機関に設置しています。
通報方法	【郵送の場合】〒150-0012 東京都渋谷区広尾 5-8-14-7F 株式会社インテグレックス 宛 【電子メール】 ycu@integrex.jp
必要情報	氏名、所属、通報内容等

※詳細は右記 URL よりご確認ください。 <https://www.yokohama-cu.ac.jp/policy/tsuhou.html>